

令和 7 年度

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区
事業誌編成業務

現 場 説 明 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

1. 一般事項

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙1のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ①部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不等要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2. 作業歩掛・単価について

- ①「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」（以下「積算基準」という。）に定められていない作業歩掛・単価については、別紙2及び別紙2-2のとおり考えている。また、積算基準の標準歩掛以外の作業歩掛（作業歩掛に付随した機械経費及び材料費を含む）については、歩掛の妥当性を検証するために歩掛実態調査を行うこととしており、調査様式は監督職員が別途指示する。
- ②本業務における作業条件等については、別紙3のとおりとしている。

3. 歩掛・単価の適用期について

積算に使用する歩掛（別紙2の作業歩掛を除く。）及び単価については、以下のホームページで公表されている入札書受付開始時点の最新を適用する。

①歩掛及び技術者基準日額 農林水産省ホームページ

ホーム>農村振興>土地改良工事積算基準の改正について

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

②資材価格 東北農政局ホームページ

ホーム>入札情報・お問い合わせ>発注・入札情報、その他公表事項

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>

4. 事業誌発送について

特別仕様書別紙2 作業項目内訳表 3. 事業誌印刷・製本。発送に示す事業化系機関等については、別紙4のとおり想定している。

5. 打合せについて

①打合せは、東北農政局北上土地改良調査管理事務所で行うこととしている。

②打合せに係る配置人員は下表のとおりとし、打合せの作業日数は0.5日/回、往復移動に係る基準日額0.5日/回を見込んでいる。

職 種 打合せ	主任技師 (人/回)	技師A (人/回)	技師B (人/回)
初 回	1	1	
第2回		1	1
最終回	1	1	

6. 旅費交通費について

①積算上の基地は東京としている。

②打合せは公共交通機関を利用し、日帰りにより行うことを見込んでいる。

なお、東京駅～盛岡駅間の鉄道運賃27,290円（往復、税抜き）を計上している。

③現地調査は公共交通機関及びライトバンを利用し、日帰りにより2回（2名/回）行うことを見込んでいる。

なお、東京駅～新花巻駅の鉄道運賃25,327円（往復、税抜き）を計上している。

7. 施設管理者について

本業務に関わる施設管理者は矢巾町である。

1. 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店（岩手銀行本店内）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 及川克」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計）佐藤淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平正樹」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

- (キ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、銀行等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (ケ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平正樹」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平正樹」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1) の規定にかかわらず、次に該当する場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合。

2. 低入札価格調査基準の適用について

本業務は、低入札価格調査の対象業務となることから、低入札基準に該当した場合は書面による調査回答を求める。

作業歩掛表

【設計業務】

(単位:人)

作業項目	数量	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備 考
1. 事業誌の構想	1式						
1－1. 基本方針策定	1式	2.0	4.0	4.0	3.0		
1－2. 資料の収集	1式	1.0	4.0	5.0	5.0	4.0	
2. 事業誌原稿作成	1式	4.5	10.5	21.0	14.5	12.5	
3. 事業誌印刷・製本・発送	1式		1.0	5.0	4.0	1.0	
4. 点検・とりまとめ	1式	2.0	4.0	4.0	2.0		

作業単価表

(単位：円)

	数量	単位	単価	金額	備考
1. 事業誌印刷・製本				2,082,276	
1.印刷(A4版150頁(オールカラー、A4版))	129	部	8,500	1,096,500	
2.用紙(表紙、本文等マットコート)	129	部	2,000	258,000	
3.校正	1	式	75,000	75,000	
4.事業誌データメディア書き込み(DVD・CD)	129	枚	800	103,200	表装印刷代込み
5.製本加工	129	部	1,500	193,500	
6.投込み(贈呈・挨拶文)	129	部	70	9,030	
7.諸経費	1	式	20%	347,046	

	数量	単位	単価	金額	備考
2. 事業誌発送				35,880	
レターパックプラス	55	箇所	600	33,000	
宅急便コンパクト	4	箇所	720	2,880	

作業条件表

【設計業務】

作業項目	作業条件等	数量	備考
1. 事業誌編纂		1式	
1) 事業誌の構想		1式	見積歩掛 [※]
(1) 基本方針策定		1式	見積歩掛 [※]
(2) 資料の収集		1式	見積歩掛 [※]
2) 事業誌原稿作成		1式	見積歩掛 [※]
3) 事業誌印刷・製本・発送		1式	見積歩掛 [※]
4) 事業誌データメディア書き込み		1式	見積歩掛 [※]
5) 点検・とりまとめ		1式	見積歩掛 [※]
2. 打合せ	打合せ日数0.5日	3回	標準歩掛
3. 旅費交通費(設計外業日帰用)	積算基地:東京、公共交通機関及びライトバン移動	2回	標準歩掛
旅費交通費(設計)	積算基地:東京、往復移動日数0.5日、公共交通機関移動	3回	標準歩掛
4. 業務報告書作成	電子納品2枚(CD-R等)、出力1部(A-4版1,000枚程度、10cm厚チューブファイル) [※]	1式	標準歩掛
5. 一括計上	事業誌印刷・製本費	1式	見積単価 [※]
	送料	59箇所	

※1. 本作業条件等は入札参加者の見積の参考資料とするものであり、業務請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。

※2. 作業歩掛は別紙2に示すとおり。作業単価は別紙2-1に示すとおり。

※3. CD-R等費用は電子用品作成費に含まれている。

別紙 4 事業誌送付先

No	機関名称	郵便番号	所在地 住所	電話番号	同封 冊数
1	岩手県庁 農林水産部 農村計画課	〒020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1 県庁6階	019-629-5668	1
2	岩手県庁 農林水産部 農村建設課	〒020-8570	岩手県盛岡市内丸10-1 県庁6階	019-629-5679	1
3	盛岡市役所 農林部 農政課	〒020-8531	岩手県盛岡市若園町2-18	019-626-7540	1
4	矢巾町役場 産業観光課	〒028-3692	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地	019-611-2610	5
5	岩手県 盛岡広域振興局農政部農村整備室農村計画課	〒020-0023	岩手県盛岡市内丸11-1	019-629-6691	1
6	岩手県土地改良事業団体連合会	〒020-0866	岩手県盛岡市本宮二丁目10-1	019-631-3200	1
7	鹿妻穴堰土地改良区	〒020-0857	岩手県盛岡市北飯岡一丁目8番3号	019-656-4488	50
8	東北農政局 農村振興部 設計課	〒980-0014	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号（仙台合同庁舎A棟）	022-263-1111	1
9	東北農政局 農村振興部 水利整備課	〒980-0014	宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号（仙台合同庁舎A棟）	022-263-1111	1
10	東北農政局 北奥羽土地改良調査管理事務所	〒036-8214	青森県弘前市大字新寺町149-2	0172-32-8457	1
11	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所	〒020-0023	岩手県盛岡市内丸7-25（盛岡合同庁舎3階）	019-613-2533	5
12	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所宮城支所	〒989-6143	宮城県大崎市古川中里6-7-10（古川合同庁舎3階）	0229-22-6314	1
13	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所旧迫川支所	〒987-0111	宮城県遠田郡涌谷町字柳町26-1（浅貞中央ビル2階）	0229-25-8350	1
14	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所	〒010-0951	秋田県秋田市山王7-1-3（秋田合同庁舎5F）	018-823-7801	1
15	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所最上川支所	〒990-2476	山形県山形市飯沢62-2 最上川中流土地改良会館2F	023-643-9961	1
16	東北農政局 阿武隈土地改良調査管理事務所	〒960-0241	福島県福島市笹谷字稲場38-7	024-555-3780	1
17	東北農政局 土地改良技術事務所	〒983-0836	宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目14番1号	022-295-5544	2
18	東北農政局 津軽土地改良建設事務所	〒036-0357	青森県黒石市追子野木3-145-1	0172-40-4360	1
19	東北農政局 津軽北部二期農業水利事業建設所	〒037-0305	青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山225-1	0173-69-1010	1
20	東北農政局 十三湖農地防災事業建設所	〒037-0004	青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10 青森地方事務局五所川原支局F	0173-38-3431	1
21	東北農政局 和賀中央農業水利事業建設所	〒024-0062	岩手県北上市鍛冶町1-11-58	0197-62-0755	1
22	東北農政局 和賀中央農業水利事業建設所 豊沢川農業水利事業建設所	〒025-0054	岩手県花巻市下北万丁目197-3	0198-23-1414	1
23	東北農政局 岩手山麓農業水利事業所	〒020-0733	岩手県滝沢市篠木待場80	019-699-2225	1
24	東北農政局 河南二期農業水利事業所	〒986-0832	宮城県石巻市泉町4-1-18（合同庁舎3F）	0225-25-4588	1
25	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所	〒013-0051	秋田県横手市大屋新町字大平99-39	0182-35-7781	1
26	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 成瀬皆瀬農業水利事業建設所	〒013-0105	秋田県横手市平鹿町浅舞字蔭沼315番1	0182-23-5242	1
27	東北農政局 田沢二期農業水利事業所	〒014-0052	秋田県大仙市大曲川原町9-17	0187-66-3255	1
28	東北農政局 旭川農業水利事業所	〒013-0018	秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1階）	0182-35-5401	1
29	東北農政局 八郎潟農業水利事業所	〒010-0442	秋田県南秋田郡大潟村東1-1（旧秋田県農業研修センター 2F）	0185-47-7667	1
30	東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所	〒999-7781	山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚15（最上川土地改良区1階）	0234-28-8316	1
31	東北農政局 南相馬地域直轄災害復旧事務所	〒979-1513	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字芋頭5-2（サンシャイン浪江内）	0240-23-7740	1
32	農林水産省図書館 大臣官房統計部管理課図書資料班	〒100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111	11

別紙 4 事業誌送付先

No	機関名称	郵便番号	所在地 住所	電話番号	同封 冊数
33	農林水産省 農村振興部 設計課	〒100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111	1
34	農林水産省 農村振興部 水資源課	〒100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111	1
35	関東農政局 農村振興部 設計課	〒330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1（さいたま新都心合同庁舎2号館）	048-600-0600	1
36	関東農政局 土地改良技術事務所	〒332-0026	埼玉県川口市南町2-5-3	048-254-0511	1
37	関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所	〒277-0831	千葉県柏市根戸471-65	04-7131-7141	1
38	関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所	〒439-0031	静岡県菊川市加茂2280-1	0537-35-3251	1
39	北陸農政局 農村振興部 設計課	〒920-8566	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-263-2161	1
40	北陸農政局 土地改良技術事務所	〒921-8507	石川県金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎4階	076-292-7900	1
41	北陸農政局 信濃川水系土地改良調査管理事務所	〒951-8133	新潟県新潟市中央区川岸町1丁目49番地3	025-231-5141	1
42	北陸農政局 西北陸土地改良調査管理事務所	〒923-0801	石川県小松市園町ホ85-1	0761-21-9911	1
43	東海農政局 農村振興部 設計課	〒460-8516	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2	052-201-7271	1
44	東海農政局 土地改良技術事務所	〒460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2	052-232-1057	1
45	東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所	〒466-0857	愛知県名古屋市長和区安田通四丁目8番東海農政局安田庁舎	052-761-3191	1
46	近畿農政局 農村振興部 設計課	〒602-8054	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	075-451-9161	1
47	近畿農政局 土地改良技術事務所	〒612-0847	京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地	075-641-6391	1
48	近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所	〒612-0855	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56	075-602-1313	1
49	近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所	〒638-0821	奈良県吉野郡大淀町下瀬388 - 1	0747-52-2791	1
50	中国四国農政局 農村振興部 設計課	〒700-8532	岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-4511	1
51	中国四国農政局 土地改良技術事務所	〒700-0984	岡山県岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎2F	086-223-2777	1
52	中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所	〒731-0221	広島県広島市安佐北区可部2-6-15	082-819-1617	1
53	中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所	〒762-0086	香川県丸亀市飯山町真時677-1	0877-56-8260	1
54	九州農政局 農村振興部 設計課	〒860-8527	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号	096-211-9111	1
55	九州農政局 土地改良技術事務所	〒862-0901	熊本県熊本市東区東町四丁目5-7	096-367-0411	1
56	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所	〒830-0062	福岡県久留米市荒木町白口891-20	0942-27-2160	1
57	九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所	〒885-0093	宮崎県都城市志比田町4778-1	0986-23-1293	1
58	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部	〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1627	1
59	内閣府 沖縄総合事務局 土地改良総合事務所	〒901-0232	沖縄県豊見城市宇伊良波622番地	098-856-6868	1
発送方法：着色部→宅急便コンパクト 着色以外→レターパックプラス					129
東北農政局 北上土地改良調査管理事務所					予備 2